

平成26年雇20号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による同年〇月〇日以後基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けでA県B市に所在するC会社（以下「事業所」という。）を退職し、同年〇月〇日に公共職業安定所（以下「安定所」という。）において求職申込みを行ったところ、安定所長は、請求人は法第13条の規定による「特定受給資格者」に該当するとして、その所定給付日数を240日とする受給資格の決定を行った。

(2) 平成〇年〇月〇日、安定所長は請求人に対して、「雇用保険受給資格者のしおり」（以下「しおり」という。）、雇用保険説明会用DVDなどを教材として、雇用保険制度の趣旨、雇用保険の受給手続などについて説明を行った。また、個別延長給付について、リーフレット「個別延長給付のご案内」を配付の上、説明を行った。

平成〇年〇月〇日以降、請求人は所定の各失業認定日に出頭し、雇用保険受給資格者証（以下「資格者証」という。）及び失業認定申告書を提出し、同年〇月〇日から〇月〇日までの基本手当111日分を受給した。

(3) 平成〇年〇月〇日、請求人が職業相談を行っていた就職支援ナビゲーター（職業訓練・求職者支援担当）は、Y高等技術専門学院が行う養成コースの資料と受講申込書を手交し、同年〇月〇日まで受講指示が可能である旨説明した。

同年〇月〇日、安定所長は、請求人が提出した委託訓練（同年〇月〇日から

○月○日分。以下「本件訓練」という。)の受講申込書を受理した。

- (4) 平成○年○月○日、安定所長は、請求人に対して入校指示を行うとともに、今後の訓練中の雇用保険の受給及び法第24条に基づく訓練延長給付について説明した。請求人は本件訓練を受講し、同月○日から同年○月○日までの基本手当及び通所手当各115日分、並びに受講手当40日分を受給した。
- (5) 平成○年○月○日、訓練終了の報告のために来所した請求人が、個別延長給付の日数の確認を行ったところ、安定所長は、基本手当の支給終了日の翌日である同年○月○日から訓練終了日である同月○日までの7日分については、訓練延長分として支給する予定であるものの、訓練延長給付の受給者は個別延長給付の支給対象者には該当しないことを説明した。
- (6) 安定所長は、請求人に対する個別延長給付の支給は行わないものの、請求人の熱心な求職姿勢に加え、引き続き再就職援助が必要と認められることを踏まえ、職業訓練延長を受け終わった者に対する訓練延長給付(以下「終了後手当」という。)の支給を決定し、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの終了後手当30日分を支給し、平成○年○月○日、支給終了処分を行った(以下「本件処分」という。))。
- (7) 平成○年○月○日、請求人は、訓練延長給付及び終了後手当支給後に個別延長給付が支給されないことを不服として、雇用保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした同年○月○日以後基本手当を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

## 1 当審査会の事実の認定

(略)

## 2 当審査会の判断

(1) 請求人の主張は、要旨、請求人は個別延長給付を受給するに当たり必要な応募回数を満たしており、個別延長給付を受給することができるにも関わらず、訓練延長給付の受給者は個別延長給付の支給の対象とならないことについて十分な説明を受けていなかったことから、個別延長給付を受給できないとの結果がもたらされたものであり、不当である、というものである。

(2) 請求人の主張を検討するにあたり、個別延長給付及び訓練延長給付について、以下確認する。

個別延長給付とは法附則第5条に基づき、一定の要件を満たしている特定受給資格者等のうち、公共職業安定所長が、当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者等に対して、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができることとされている。

一方、訓練延長給付とは、法第24条に基づき、安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける受給資格者に対して、基本手当の支給終了後も一定期間基本手当を支給することで、受給資格者が当該訓練によって習得した技能をもとに、再就職の促進を図ろうとするものである。さらに、同条第2項の規定に基づき、受講終了までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められる者については、一定期間、終了後手当を支給することができることとされている。

これらの延長給付を行うに当たっては、法第28条第1項及び法附則第5条第4項の規定（以下「優先規定」という。）により、各給付の優先順位が定められており、行政実務上、訓練延長給付受給者については、再就職の見込みを立てた上で具体的な就職支援として必要な職業訓練等を実施している者であることから、個別延長給付の対象者に該当しないこととされている。

(3) 請求人は、自身が個別延長に必要な面接回数を満たしていると主張するが、個別延長給付の受給の可否は、上述のとおり、受給資格者の就職姿勢や知識、技能等を総合的に勘案して決定されるものであり、面接回数についてはあくまでその可否を判定するための要件の一つと考えるべきである。したがって、面

接回数が一定以上であることをもって、当然に自身が個別延長の対象となるという請求人の主張は認められない。

(4) また、請求人は安定所長の説明が不十分であったことなどを指摘するが、上述の優先規定において、法令上明示的に各延長給付の支給に係る優先順位が規定されている以上、当該規定の趣旨を踏まえ、訓練延長給付受給者について個別延長給付を支給しないこととしている行政実務の取扱いは妥当なものであると考えられることから、説明不足の有無によって、結論が左右されるものではない。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同年〇月〇日以後基本手当を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。